

2. 第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が令和3年度中の者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年間延長できます。つきましては、以下の対象となる学生等に、「第二種奨学金貸与期間延長願」の提出についてご案内いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度の在学採用において、第二種奨学生として新規で推薦することも可能となります。詳細は、追ってお知らせいたします。

（1）対象学種

- ① 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ② 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ③ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ④ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

（2）対象奨学金

第二種奨学金

（3）対象学年

最高学年

（4）対象者の要件

次の①～③の全てを満たす者

- ① 令和3年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和3年度の途中で貸与終了する者を含みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず修業年限を超えて在学することとなった者
- ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

（5）提出書類

「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式9）

※願出の提出方法については、「貸与奨学金 2021 年度奨学事務の手引」第5-1-45頁を参照してください。

(6) 提出期限

令和4年1月17日(月)

[書類送付先] 奨学指導課 異動・補導係

※上記期限に間に合わない場合は、事前にご連絡ください。

(7) 延長期間

最大1年間

(貸与終了予定が令和4年3月の場合、令和5年3月まで延長可能)

- ※ 既に「第二種奨学金貸与期間延長」により1年間の貸与期間延長を受けている場合は、延長の対象となりません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応として、令和3年度に卒業予定期間を超えて在学している者で、新規に推薦・採用され1年間貸与を受けた場合は、延長の対象とはなりません。

(8) 提出等にかかる留意点

- ① 前記(5)の願出の「延長事由」は、「被災(災害に起因する特殊事情を含む)による場合」を選択してください。
- ② 願出の「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載するようご案内ください。
(記入例) 「新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる」

以上

【本件お問い合わせ先】

貸与・給付部 奨学指導課 異動・補導係

電話：03-6743-6039 (平日 8時30分～18時15分)

FAX：03-6743-6673